

# 第六十五回 参議院地方行政委員会会議録第十号

昭和四十六年三月十一日(木曜日)  
午前十時三十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 若林 正武君  
理 事 熊谷 太三郎君  
増田 盛君  
山本伊三郎君  
藤原 房雄君  
鳴崎 均君  
初村龍一郎君  
船田 讓君  
安田 隆明君  
和田 静夫君  
吉武 恵市君  
市川 房枝君  
秋田 大助君  
荒木萬壽夫君  
長谷川俊之君  
後藤田正晴君  
富田 朝彦君  
鎌田 要人君  
降矢 敬義君  
鈴木 武君

政府委員  
國務大臣  
自治大臣  
國務大臣  
國務大臣  
警 察 府 長 官  
警 察 府 長 官 官 房  
安 部 長  
警 察 府 刑 事 局 保  
自 治 省 稅 務 局 長  
消 防 府 長 官  
事 務 局 領  
常 任 委 員 會 專 門 員  
本日の会議に付した案件  
○消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○地方税法の一部を改正する法律案(内閣送付、

○予備審査  
○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(若林正武君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案はすでに質疑を行なつておりますので、別に御発言もなければ、質疑を終局し、討論に入るごとに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(若林正武君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(若林正武君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

消防法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(若林正武君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(若林正武君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

る法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取い  
るため、事業税の一部を改正す  
るため、事業主控除を四万円引き上げて三  
十五万円にすることとしたいたしました。

たします。秋田自治大臣。

○國務大臣(秋田大助君) ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案について、その提案の理由と内容の大要を御説明申し上げます。

明年度の地方税制の改正にあたりましては、地方税負担と地方財政の現状にかんがみまして、個人の住民税、個人の事業税等について負担の軽減を図る固定資産税及び都市計画税について、税負担の激変緩和の措置を講じつつ、課税の適正化をはかるため所要の措置を講ずること、狩猟免許税、入猟税及び入湯税の税率の引き上げを行なうことの三点を中心としております。

以下、順を追つて地方税制の改正の概要について御説明申し上げます。

その一は、道府県民税及び市町村民税についてあります。道府県民税及び市町村民税につきましては、住民負担の軽減をはかるため、課税最低基礎控除額を一千円に引き上げ、また、飲食店等における飲食の課税額を五百円に引き上げることとしたしました。

その五は、料理飲食等消費税についてあります。料理飲食等消費税につきましては、大衆負担の軽減をはかるため、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点を千八百円に、基礎控除額を一千円に引き上げ、また、飲食店等における飲食の免税点を九百円に引き上げることとしたしました。

また、オリンピック冬季大会の開催に伴う特例措置として、昭和四十七年一月一日から同年三月三十一日までの間における外客の室泊及びこれに伴う飲食に対しては、料理飲食等消費税を課さないことをいたしました。

その六は、狩猟免許税及び入猟税についてあります。狩猟免許税及び入猟税につきましては、負担の合理化をはかるとともに、鳥獣保護及び狩猟行政の充実を期するため、その税率をそれぞれ三倍程度引き上げることとしたしました。

その七は、固定資産税についてあります。固定資産税につきましては、都市計画法に規定する市街化区域内の農地に対して課する固定資産税について、農地と近傍宅地との課税の均衡を考慮し、税負担の激変緩和するための調整措置を講

じつは課税の適正化をはかることといたしました。

すなわち、市街化区域農地については、状況が類似する宅地の価格に比準する価格によって評価を行なうこととし、各年度分の固定資産税の額は、市街化区域農地を、当該農地にかかる評価額が、(1) 当該市町村の市街化区域内の宅地の平均価格以上または五万円以上である農地(A農地)

(2) 当該宅地の平均価格の二分の一以上平均価格未満である農地(B農地)(3) 当該宅地の平均価格の二分の一未満または一万円未満である農地(C農地)の三グループに区分し、A農地にあつては昭和四十六年度、B農地にあつては昭和四十七年度まで、C農地にあつては昭和五十年度までそれが従来の税額を据え置くこととし、それ以後の年度の税額は、当該市街化区域農地について状況が類似する宅地と同様の負担調整措置を適用して算定した額に、市街化区域農地の区分に応じて、一定の軽減率を乗じて算定した額とすることとしたしました。なお賦課期日の翌日以後その年の末日までの間に市街化区域農地が市街化区域農地以外の農地となつた場合には、当該年度分の税額を限度として、一定期間、徵収を猶予することとができるといたしております。

次に、特定の汚水または廃液の処理施設その他の公害防止施設等を非課税とするほか、都市計画において定められた立体式の路外駐車場等について課税標準の算定上の特例を設け、また、ばい煙の処理施設等に対する固定資産税の課税標準の特例の率を改める等負担の軽減合理化をはかるとともに、石炭鉱業合理化事業団の貸し付け用近代化機械設備等に対する固定資産税の課税標準の特例措置の期限を延長することといたしました。

その八は、都市計画税についてであります。都市計画税につきましては、市街化区域内の農地に

対して課する都市計画税について固定資産税と同様の措置を講ずることといたしました。また、都

市計画税の課税区域について、都市計画税は原則として市街化区域内において課税することができます。市街化調整区域においても条例で定める区域内に

おいて課税することができることといたしました。

その九は、電気ガス税についてであります。電気ガス税につきましては、電気にかかる免稅点を七百円に、ガスにかかる免稅点を千四百円にそれぞれ引き上げて負担の軽減をはかることといたしました。また、生石灰等の製造に直接使用する電気に対しても、電気ガス税を課さないことをする等の措置を講ずることといたしました。

その十は、入湯税についてであります。入湯税につきましては、その用途に消防施設等の整備に要する費用を加えるとともに、標準税率を二十円引き上げて四十円にすることといたしました。

その十一は、国民健康保険税についてであります。国民健康保険税につきましては、負担の適正化をはかるため、課税限度額を三万円引き上げて八万円にすることといたしました。

このほか、地方税制の合理化をはかるための規定の整備等所要の規定の整備を行なつております。

以上の改正により、昭和四十六年度においては、個人の住民税におきまして七百四十三億円、個人の事業税におきまして三十七億円、料理飲食等消費税におきまして四十七億円、電気ガス税その他におきまして二十五億円、合計八百五十二億円(平年度九百六十八億円)の減税を行なうことになりますが、一方、狩猟免許税および入漁税ついで二十億円、入湯税について二十億円、その他八億円の増収が見込まれますので、差し引き八百四億円(平年度八百六十九億円)の減収となります。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその大要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申します。

○委員長(若林正武君) 速記を起こして。次に、補足説明を聽取いたしました。鎌田税務局

○委員長(若林正武君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

案理由及びその大要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申します。

○政府委員(鎌田要人君) お手元に地方税法の一部を改正する法律案関係資料といらものをお配りしてございます。ページが通し番号でございませんので、まん中程度の青い紙のところに新旧对照表といらのがございます。大体まん中からちょっとあとくらいになると思いますが、この新旧对照表によると、扶養親族の範囲に加えようとするものでございます。

まず一ページから二ページにかけましては、これは条文の整備でございます。

三ページ、第二十三条、道府県民税に関する規定でございますが、扶養親族のところを改正いたしておりますのは、養護受託者に委託された老人を新たに扶養親族の範囲に加えようとするものでございます。

次に、二十四条の五の改正規定は、障害者等の非課税限度額、現行三十二万円を三十五万円に引き上げる等の改正でございます。

次に、二十四条の五の改正規定は、障害者等の非課税限度額、現行三十二万円を三十五万円に引き上げる等の改正でございます。

次に、四ページに移りまして、第三十四条の規定は、所得控除の引き上げに関する規定でございます。

まず二号の医療費控除、これは足切りを五百円に引き上げよどとするものでございます。次は五号でございます。これは生命保険料の控除限度額の引き上げに関する規定でございます。

次に、四ページに移りまして、第三十四条の規定は、所得控除の引き上げに関する規定でございます。

まず二号の医療費控除、これは足切りを五百円に引き上げよどとするものでございます。次は五号でございます。これは生命保険料の控除限度額の引き上げに関する規定でございます。

次に、四ページに移りまして、第三十四条の規定は、所得控除の引き上げに関する規定でございます。

まず二号の医療費控除、これは足切りを五百円に引き上げよどとするものでございます。次は五号でございます。これは生命保険料の控除限度額の引き上げに関する規定でございます。

次に、四ページに移りまして、第三十四条の規定は、所得控除の引き上げに関する規定でございます。

まず二号の医療費控除、これは足切りを五百円に引き上げよどとするものでございます。次は五号でございます。これは生命保険料の控除限度額の引き上げに関する規定でございます。

次に、四ページに移りまして、第三十四条の規定は、所得控除の引き上げに関する規定でございます。

次に、第三十七条の簡易税額表の規定でございまして、簡易税額表の課税限度額を二百萬円に引き上げようとするものでございます。

次に、第三十七条の三、七十二条の十四、いずれも所要の規定の整備でございます。

八ページに移りまして、第七十二条の十八は、事業税の事業主控除現行三十二万円を三十六万円に引き上げようとするものでございます。

次は三十七条の三、七十二条の十四、いずれも所要の規定の整備でございます。

八ページに移りまして、第七十三条の四、不動産取得税の非課税の規定を改正いたしておりますのは二項でございまして、現行の道路用地に加えまして、料金の徴収所等付属建物等を非課税にしようとするものでございます。

次に、一〇ページに移りまして、第七十三条の五と申しますのは、土地改良地区等が国から開拓財産である道路等の用地を譲与されて取得した場合の不動産取得税を非課税としようとするものでございます。

九ページに移りまして、第七十三条の四、不動産取得税の非課税の規定を改正いたしておりますのは二項でございまして、現行の道路用地に加えまして、料金の徴収所等付属建物等を非課税にしようとするものでございます。

次に、一〇ページに移りまして、第七十三条の五と申しますのは、土地改良地区等が国から開拓財産である道路等の用地を譲与されて取得した場合の不動産取得税を非課税としようとするものでございます。

次に、七十三条の十四、不動産取得税の課税標準の特例でございまして、その十一項と申しますのは、いわゆる立体駐車場の地下部分につきましては不動産取得税を半分まけているわけでございます。

次に、七十三条の十四、不動産取得税の課税標準の特例でございまして、その十一項と申しますのは、いわゆる立体駐車場の地下部分につきましては不動産取得税を半分まけているわけでございます。

次に、七十三条の二十七の六、一ページでございますが、これは農地保有合理化促進事業を行ないますところの非営利法人が、事業実施によりまして農業振興地域整備計画の農用地区域内の農地等を取得いたしました場合には、一定の条件のもとに不動産取得税の納税義務を免除してやるとするものでございます。

次は百十二条の二、娯楽施設利用税でございます。

ころの交付金、現行六分の一を三分の一に引き上げようとするものでございます。これは七月一日から施行いたしました。これによりまして府県から市町村に十四億の金が動くことになります。

次は料理飲食等消費税に関する規定でございまして、まず百四十四条の三の規定は、旅館の基礎控除を引き上げ、八百円を千円にという規定でござります。

次の百十四条の四、一一ページでございますが、これは飲食店等におきまする免税点現行八百円を九百円、チケット制の食堂でございますと、四百円を四百五十円に引き上げようとするものでございます。

次の百十四条の五は、旅館の免税点同じく現行千六百円を千八百円に引き上げようとするものでございます。

次の百二十九条の改正規定、一三ページ、三項でございますが、これはほとんど利用行為が免税点以下であるような旅館につきましては、公給領収証の交付義務を免除しようとするものでございます。

次の百五十一条、自動車税でございますが、これは自動車税の証紙徵収による納付の方法として、新たに証紙代金納付計算器による納付の方法を認めようとするものでございます。

一四ページ、二百三十七条の改正規定は、狩猟免許税の税率をそれぞれおおむね三倍程度引き上げようとするものでございます。

次の二百九十二条から一七ページの三百二十四条の八までは、府県民税について説明を申し上げたところと全く同様でございますので、省略をいたします。

一八ページ、三百二十一条の五の改正規定でございます。これはサラリーマンが一月一日から四月末日までに給与の支払いを受けなくなつた場合におきまして、本人が希望するときは、最後の月の給与または退職手当から未徴収残額を一括して徵収する

道を開こうとするものでございます。それに伴います規定の整備が次の三条でございまして、この二〇ページの三百一十七条までがこれに伴います所要の規定の整備でございます。

次に二一ページでございます。固定資産税によります。まず最初が非課税の範囲の拡大でございます。二号の七、これは現在課税標準の特例を行なっておりますところの立体交差化施設、これを交通災害の防止といふ見地から、非課税の規定になつておりますとこらの施設、これを移しかえをしようとするものでございます。次の六号の二は水質汚濁の防止のための施設、それから次のページに参りまして六号の四是ばい煙処理施設、それから六の六は廃棄物処理あるいは廃プラスチック類処理施設、こういったものを非課税にしようとするものでござります。

次の三百四十九条の三は、固定資産税の課税標準の特例規定でございます。二四ページまでは規定の整備でございまして、二五ページに移りまして、二十一項、これがやはり立体駐車場の地上部分につきましてこの固定資産税の課税標準の特例規定を設けようとするものでございます。それから十二項は、砂利の採取に伴う災害の防止、ばい煙の処理または騒音の防止等の施設について、現行の二分の一を三分の一に、課税標準の特例を引き上げようとするものでございます。

次の四百八十九条は、電気ガス税の非課税項目の追加及び削除でございます。まず削除をいたしましたのが、重過磷酸石灰、それから酢酸、これを削除をいたしました。新しく加えましたのが、十四号に生石灰と書いてございます、これが新しく追加したものでございます。それから、二年間この期限を限りまして非課税としております品目には、人造ゴムの原料でございますエチレン・プロピレン・ターポリマーゴム、それから合成グリセリン、この二つを加えております。

それから四百九十九条の二が免税点の引き上げに関する規定でございます。

六百九十九条の十三、これは自動車取得税につきまして、自動車税と同様、証紙代金収納契約

による納付を認めようとするものでございます。次に七百条の五十一の規定は、特種免許税と同様の趣旨によりまして、入港税の税率、これは府県の目的税でございますが、三倍程度引き上げようとするものでございます。

次に二八ページの七百一条及び七百一条の二の規定でございます。これは入湯税に関する改正規定でございまして、先ほど大臣の提案理由の説明のとおりの改正をいたすものでございます。

次の七百二条の改正規定は、都市計画税の課税客体といったしまして、原則として市街化区域内の土地、家屋に課税をする。市街化調整区域内におきましては、大規模の宅地開発事業等、まさに特定の場合に条例で定めるところによって例外的に課税をすることができるということにするわけでございます。

次が七百三条の四でございまして、国民健康保険税の課税限度額の引き上げに関する規定でございます。

附則に移りまして、第四条及び第五条は、昨年の配当所得に関する所得税の改正に対応する所要の規定の整備でございます。

三二ページに参りまして、不動産取得税の課税標準の特例の第十一条の六項というものがございます。これは期限の延長でございます。次の七項、八項は新しく入れたわけでございますが、七項は、いわゆる日本自動車ターミナル株式会社の家屋に対しまして、四十九年三月三十一日までに二分の一の特例を設けようとするものでございます。八項は、農地開発機械公団が造成をいたしましたいわゆる共同利用模範牧場の用に供しますところの畜舎なりあるいは飼料貯蔵施設等につきまして、同じく昭和五十年三月三十一日までの取扱いについて課税標準の特例を設けようとするものでございます。

次の十四条は、固定資産税の非課税規定でござりますて、二項は、辺地等において農林漁業団体等が設置した発電施設等に対しまして、現在固定資産税を課しておらないわけでございますが、そ

の期限をさらに一年あまり延長しようとすると  
第十五条の一項の規定は、日本自動車ターミナル、先ほど不動産取得税で説明をいたしましたのと同様の趣旨でございます。それから三項、四項の規定でござりますが、これは同じく公害防止の見地から、重油脱硫装置につきましての課税標準の特例を引き上げる、あるいは四項でございますと、廃油処理施設につきまして同じく課税標準の特例を引き上げるというものでございます。それから六項は、石炭鉱業合理化事業団が近代化機械設備等につきまして課税標準の特例措置の適用を受けているわけでございますが、この期限を延長しようとするものでございます。

三七ページに参りまして、十一項の規定は、昭和四十五年五月一日から四十七年三月末日までに新たに取得された電子計算機につきまして、取得後三カ年間、課税標準を三分の一まけまして三分の一にしようとする改正でございます。

以下、十九条の二から三十条まで、五一ページの三十条までの規定は、市街化区域内の農地に対する固定資産税、都市計画税の適正化に関する規定でございます。

まず十九条の二の規定は、市街化区域農地に対しまして、これまで農地としての評価を行ない課税標準としたとしておったわけでございますが、これを状況類似する宅地の課税標準価格に比準して課税をするという大原則を立てたわけでございます。

次の三八ページの二項の規定は、非常に読みづらい規定になつておりますが、要するに、現在土地に対する固定資産税でございますと、四十五年度、その次は四十六年度、次は五十一年度、こういうふうに基準年度を定めまして、その基準年度の価格がその他の年度におきましては据え置きになつていいわけでございますけれども、この市街化区域農地につきましては、各年度の賦課期日におきまして新らに市街化区域農地になつた、あるいは逆に市街化区域農地からそれ以外の農地になつた、あるいはそれ以外の、市街化区域農地から田が畑に

になつた。あるいは畑が田になつた、こういった場合につきましては、据え置き年度でありましても例外的に状況類似宅地の価格に比例して農地の評価ができるという規定でござります。

それから十九年条の三、三九ページの規定は、これは先ほどの大臣の提案理由でやや詳しく述べられておりましたように、ABC三グループに分けまして、市街化の進みぐあいによりまして固定資産税の負担を漸進的に求めて参る、このための規定でございます。すなわち、一と申しますのはA農地でございますが、A農地につきましては、四十七年度から四十九年度までにそこに書いてありますように率で、それから二と書いてございますのがB農地でございますが、これが四十八年度から五十一年度まで四年度間、三に書いてありますのがC農地でございますが、これが五年度間、五十一年度からそこに書いてありますような率で、漸進的に負担を求めていこうとするものでございます。

次の四ページの二項でございますが、これは市街化区域の線引きがすでに行なわれまして、そこ新たに農地として入つてまいりた場合の取り扱いに関する規定でございまして、四十七年度に所在した農地とみなして課税をするということでございます。

次の三項の規定は、A、B、Cのグループ分けの変更は原則として行なわないというたてまえをとつておるわけでございますが、街路事業の施行等特殊例外的な場合には、A、B、Cのグループ分けの変更ができるという趣旨の規定でございます。次の四項の規定は、新しく線引きが行なわれたという場合におきまして市街化区域農地になつた土地につきましては、その設定第一年度といふものを四十七年度とみなして、この一項の表を適用するという考え方でございます。

それから、あとは大体技術的な読みかえ規定その他の規定の整備でございまして、都市計画税についてでございますが、二十七条の一、四八ページ

ジでございますが、これは、この市街化区域農地に対する都市計画税が固定資産税のただいま読み上げましたところと同様の趣旨で課税を行なつてます。

いくという基本の規定になつておるわけでございます。

それから五〇ページでございますが、五〇ページの二十九条の二、二十九条の三、これは、いわゆる市街化区域農地が年度中途で市街化区域農地以外の農地となつた場合、本来ならばその年度はまるまる課税をするわけでございますが、この場合におきましては例外といたしまして市街化調整区城並みの税金をとる、したがいましてこの差額がとり過ぎになりますので、その分を還付をするという規定でございます。

それから次の二十九条の四の規定は、B農地及びC農地につきまして、この制度によりますと市計画税、固定資産税の合算額というものが小作料の額をこえる場合において、必要がありますときは、この納税者の申請に基づきまして徴収猶予を行なうことによりまして負担の緩和をはかるとするものでございます。

次の二十九条の五は、市街化区域に入つたけれども、なかなかこの五年間の見直しをやりましても市街化に相当長期間がかかると、さりとて市街化調整区域に編入がえもなかなかできがたいと、こういうものに対しまして、自治大臣が市町村長に對して、必要な減免の措置を講ずるよう適切な助言をすることができると、こういう趣旨の規定でございます。

あと五二ページでございますが、五一ページは、無水フタル酸につきまして、この一年間非課税の期限を延長しようとするものでございます。これは、無水フタル酸としての性格にかんがみられてとられた措置でございます。

五三ページは、オリンピック冬季大会開催年におきまして、外客につきまして、万博あるいはオリンピックと同様の措置をとらうとするものでございます。

非常に簡単でございますが、以上が補足の大要

でございます。  
○委員長(若林正武君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

#### 〔速記中止〕

○委員長(若林正武君) 速記を起こして。

○委員長(若林正武君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

そこで、「携帯」と「所持」が一体どう違うのか、こういうことでございますが、「所持」という用語は、保管、把持、携帯及び運搬等の行為を総称するわけでございます。つまり、ものを自己の支配し得べき状態のもとに置く觀念が「所持」である。

平たいことばで言いますと、やや不正確になりますけれども、要するに持つちやかね、こういうように御理解を願えればいいのではなかろうかと

思います。ところが「携帯」という用語は、この「所持」という觀念の中の一つの態様に過ぎません。

御質疑のある方は御発言願います。

○和田静夫君 この法律案、大臣から見解を承つていませんので、すでに前回までの委員会で相当各委員から質問が出尽くしていますから、一二、三の問題について締めくくり的にお尋ねをいたしておきたいと思います。

まず、模造の銃または刀剣類の所持とか携帯の禁止に関する改正規定についてであります。改正法案の二十二条の二は「模造けん銃の所持の禁止」について、さらに次の二十二条の三は、これは「(模造刀剣類の携帯の禁止)」について規定をしております。模造銃については、所持のものを禁止し、模造刀剣類については、所持については触れずに、正当な理由に基づかない携帯のみを禁止する。こういうふうにして両者を区別いたします。

は「(模造刀剣類の携帯の禁止)」について規定をしております。模造銃については、所持のものを禁止し、模造刀剣類については、所持については触れずに、正当な理由に基づかない携帯のみを禁止する。こういうふうにして両者を区別いたします。

○政府委員(後藤田正晴君) 模造の拳銃につきましては、社会的な有用性がほとんどない、こういう点に着眼をいたしまして、やや広い観念である

理由というものはどこにあるのか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(後藤田正晴君) 模造の拳銃につきましては、社会的な有用性がほとんどない、こういう点に着眼をいたしまして、やや広い観念である「所持」という用語でこれを禁止をしたわけでございます。ところが模造の刀剣類は、祝いであるとかあるいは舞踊をいたしまして、やや広い観念である「所持」という用語でこれを禁止をしたわけでございます。ところが模造の刀剣類は、祝いであるとかあるいは舞踊であるとか芝居であるとか、いろいろ広くいられております。つまり社会的な有用性もあるわけでございます。また外観上の危険性あるいは撃打の利便等も、いずれも模造拳銃に比べて低いわけでございますので、やや狭い観念である「携帯」という用語で禁止をする、こういふことをいたしたわけでございます。

○政府委員(後藤田正晴君) そういう何といいま

みますと、その物体としての、凶器という側面からながめると、私は、殺傷力という性能からいつて模造刀剣類のほうがはるかに性能がすぐれています。

ただで殺傷力は全くない。一步譲って、多少の改造ぐらいですぐ本物の拳銃に転用できるようになります。

そうすると、模造拳銃は見せかけるとしても殺傷力は全くない。一步譲って、多少の改造ぐらいですぐ本物の拳銃に転用できるようになります。

そうすると、模造拳銃は見せかけた所持を認めてもよいということは許されるべきではない、そう思います。

どうしてもやっぱり規制の均衡を欠いているところを思えません。

考えてみると、模造拳銃と模造刀剣類とでは、どうしてもやっぱり規制の均衡を欠いているところを思えません。

そうしてみると、模造拳銃と模造刀剣類とでは、どうしてもやっぱり規制の均衡を欠いているところを思えません。

考えてみると、模造拳銃と模造刀剣類とでは、どうしてもやっぱり規制の均衡を欠いているところを思えません。

考えてみると、模造拳銃と模造刀剣類とでは、どうしてもやっぱり規制の均衡を欠いているところを思えません。

考えてみると、模造拳銃と模造刀剣類とでは、どうしてもやっぱり規制の均衡を欠いているところを思えません。

考えてみると、模造拳銃と模造刀剣類とでは、どうしてもやっぱり規制の均衡を欠いているところを思えません。

考えてみると、模造拳銃と模造刀剣類とでは、どうしてもやっぱり規制の均衡を欠いているところを思えません。

考えてみると、模造拳銃と模造刀剣類とでは、どうしてもやっぱり規制の均衡を欠いているところを思えません。

考えてみると、模造拳銃と模造刀剣類とでは、どうしてもやっぱり規制の均衡を欠いているところを思えません。

考えてみると、模造拳銃と模造刀剣類とでは、どうとも思えません。

考えてみると、模造拳銃と模造刀剣類とでは、どうとも思えません。

考えてみると、模造拳銃と模造刀剣類とでは、どうとも思えません。

考えてみると、模造拳銃と模造刀剣類とでは、どうとも思えません。

ことがでありますと、おっしゃるところおりだと思います。ただ、なぜ一体「所持」携帯」という違ひをついたかと言いますと、殺傷力という点から見ればお説のとおりですが、問題はやっぱり私は社会生活上の有用性という点も考えなければならぬ。で、たとえばこの銃刀法におきましても、刃物がござります。刃物は、これは文字どおり刃物でございまして、非常な殺傷力があるわけでございますが、これも非常に有用性を考えなければならぬといふ点から、これもやはり所持という観念でなしに、携帯という観念でとらえておるわけでござります。そういうふうな考え方で、お説のようないう点はありますけれども、やはり社会的有用性といふ点から差をつけてあるんだと、こういうふうに御理解願いたいと思います。

○和田静夫君 この模造拳銃というのは、そのもの

の自身には危険性がない。しかし、強盗などやる

場合には疑似的にたいへん脅威を与える、そういう

ことにも用いられますから、そういう犯罪予防

という観点でも所持を禁止するということになつておるんだろうと思います。しかし、この前お聞

きをしまして答弁がありましたように、模造拳銃

は着色をしたりあるいは銃口をふさいで、しかも

なくなつて、そして所持できるといふことでしょ

う。そうすると、たとえば犯罪、強盗などといふ

ようなものを考えてみると、そういうことをや

る者であったならば、いろいろ考えて、色をはが

して少しだけ細工するぐらいのことは、これ

ができるのではないかと思うんです。そういう

感じがするんですが、私の誤解ですか。

○政府委員(長谷川俊之君) 駆せのとおりいろいろ

工作をいたしますと、いわゆる模造拳銃にな

るもののが今後も存在するわけござりまするから、

完全にこの改正によりましてそういうものを防

ぐ、いわゆる広い意味の模造拳銃の弊害を防ぐと

いうことはできないということは仰せのとおりだ

と思います。しかしながら、少なくとも、たとえば先般の航空機不法奪取のように、デパートから買ってきてすぐ使うとか、そういうことも防げますし、またわれわれ今まで実務上の、何某が拳銃を持っている、こういうことで、多大の捜査力を使いまして捜索等しますと、それが模造拳銃であつて何にもならなかつたということ等がなになりますし、相当程度の効果はあるかと、こうが拳銃を持っています。こういうことで、何か非常に有用性を考えなければならぬと、たとえばこの銃刀法におきましても、刃物がござります。刃物は、これは文字どおり刃物でございまして、非常な殺傷力があるわけでございますが、これも非常に有用性を考えなければならぬといふ点から、これもやはり所持という観念でなしに、携帯という観念でとらえておるわけでござります。そういうふうな考え方で、お説のようないう点はありますけれども、やはり社会的有用性といふ点から差をつけてあるんだと、こういうふうに御理解願いたいと思います。

○和田静夫君 大体模造拳銃というのは、この法

が改正されるまで、まだ今日現在までいわゆる所持を正当に認められているわけでしょ。そ

してその器具の性能上、先ほども何回か言つよう

に、人のからだに危険を与えない。したがつて所持を禁止するのは犯罪防止というような形での行

政上の目的である。そういう意味では所持禁止に違反した行為といふのは自然犯ではなくて行政犯

である、そういうふうに理解しておいてよろしいですか。

○政府委員(長谷川俊之君) 仰せのとおりだと思います。

○和田静夫君 そうしますと、現在民間で保有している模造拳銃というのは、大体どれくらいだと

踏んでいらっしゃるんですか。

○政府委員(長谷川俊之君) 正確にはちょっとわ

からないのですが、七、八十万丁ぐらいいはあるのではないかとも思われます。

○和田静夫君 そうしますと、その八十万なら

何円以下の罰金ということになりますね。で、そ

ういう意味では犯罪の加罰対象になるわけです。

これは非常に何か重要なことであるように実は考

えるんです。私はもちろんこんな模造拳銃なんか

何の興味も持つていませんけれども、しかもこう

いったものはいはうかないにきまつっているんで

すが、たとえば一時ガソブームなどといって、

ローティーンのいわゆる子供たちがもう競つて

買った。親たちは何とか買わせないようになつよう

と思ってもそうはいかぬ時代があつた。まだ続い

ていると聞いています。そうすると、そんな

ものが押し入れのどつかに置かれているといふこ

とが、私は現実の姿として多々あると思うし、こ

の前刀剣の問題で、戦後年寄りたちが愛執をそれ

に覚えながら隠しておいて、そしていま世代交代

と思いません。しかしながら、少なくとも、たとえ

たのは、その間にそろそろやうにしていたくか、あるいはもう廃棄していただくかの猶予期間とし

て六ヶ月をお願いしている次第でござります。

○和田静夫君 そうすると、六ヶ月の期間のうち

にそのことを所持者に可能ならしめるためには、

何か具体的に指導する、あるいはあれをするとか

いうことは考えていらっしゃるんですね。

○政府委員(長谷川俊之君) この案が国会で可決されましたならば、直ちにその趣旨を警察自体としまして警察の組織を使いましてやりますと同時に、各業界等もござりますから、そういうものを使いまして、所持者に広く呼びかけまして、そしてそういう改造なり廃棄なり、そういうふうなものを進めて、六ヶ月後には違反状態がないよう万全の努力をいたしたいと考えております。

○和田静夫君 そこでその点がたいへん心配になつてゐるんですが、この法律が公布の日から一ヶ月を経過して施行され、そして模造拳銃の所持の禁止の規定は、いま言われたように六ヶ月、で、八十萬とこう言われるわけですがね。実際は民間で保有する数、いうのはもつともっと多いんだろうと思ふんです。その数の問題はさておいて、この膨大ないわゆる模造拳銃なるものを、法施行後は、家の中のどこかに置き忘れただけで一応は一万円以下の罰金ということになりますね。で、そういう意味では犯罪の加罰対象になるわけです。これは非常に何か重要なことであるように実は考えるんです。私はもちろんこんな模造拳銃なんか何の興味も持つていませんけれども、しかもこういったものはいはうかないにきまつっているんで

すが、たとえば一時ガソブームなどといって、

ローティーンのいわゆる子供たちがもう競つて

買った。親たちは何とか買わせないようになつよう

と思ってもそうはいかぬ時代があつた。まだ続い

ていると聞いています。そうすると、そんな

ものが押し入れのどつかに置かれているといふこ

とが、私は現実の姿として多々あると思うし、こ

の前刀剣の問題で、戦後年寄りたちが愛執をそれ

に覚えながら隠しておいて、そしていま世代交代

置いてあつたといつたようなものがあるから、そ

れを直ちに罰則の対象として私どもが検挙していくといったような法の運用は、私はさせない。そういうつもりで運営してまいる決意でございます。

○和田静夫君 去る二月十九日の衆議院の地方行政委員会で、長官は同様なことを、社会党の華山議員の、いわゆる食管法が厳然としてあるのにやみ米が横行している。流通をしている。それがテレビなんかで報道されてもあなたの方取り締まらぬのははどういうわけだということについて、自然犯と行政犯の違いを述べられながら答弁をされていましたが、いまの述べられたような趣旨からいければ、こういうふうに理解をしておいてよろしいですか。模造拳銃については、当然取り締まりについて緩急のいわゆる度合いということが非常にしんしゃくされる。そういうふうに考えてよろしいわけですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 法の目的に沿つて私は運用をしてまいりたい。したがつて、御説のような考え方も私どもとしては十分腹に置いてやってまいりたいと、かように思います。

○和田静夫君 その点はそれでいいですが、模造拳銃の所持の禁止は、法律的にはつまり間違ふと非常に大せいのごく普通の人に犯罪を犯させる危険を含んでいるといふことが心配になるから先ほど述べたのですが、ところが警察行政の手心で、あるときはきつく、あるときはゆるやかにいまとべられたような形で取り締まられるといふことでありますと、個人生活の安定が、まあ強く言ふと警察によって左右をされる、そういうことがないような別件逮捕といふようなことがなれるといふこととの関連で、そのようなことがない、模造拳銃についてそのようなことは起り得ないと、そう理解していくよろしいですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 警察の良識をひとつぜひ御信頼願いたいと思ひます。

○和田静夫君 それじゃ最後に大臣にお尋ねいた

しますが、いままでいろいろと論議をしてきました。お聞きのとおりであります。この法律案は、運用によって個人の権利を侵したり、また指

導よろしきを得ないと善良な人々に迷惑を及ぼす危険があります。長官が言われましたように、警察の良識を疑うわけじやありませんが、その点につけては大臣からひとつ確固たる所見を承りたいと思います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 長官からお答え申し上げましたとおりございまして、あくまでも法の趣旨に従って、いやしくも逸脱、過誤がないように戦に慎むべき運用をはかるべきだと思います。

○和田静夫君 大臣、この前の委員会において、実はこの鉄砲の製造所から販売店などに鉄砲を運ぶ際、その運搬中の盗難、あるいは実包、火薬などを一緒に荷積みすることについての危険について質問しました。事務当局からすでにお聞き及びたと思うのですが、事務当局としてはよく検討して改善の措置を講ずるといふような形での答弁を承つておつたのですが、この点について、大臣の所見をもう一回承つておきたいと思います。

○政府委員(長谷川俊之君) 先般もお答え申しましたとおり、法がいろいろ分かれてしまつて、たまたま開するものは火薬類取締法とか、いろいろそういう点があるので、技術的な面におきましては若干不備な点があるわけでございますが、行政指導といつたままで、そういう点について遺憾のないように徹底してまいりたい、かように考えております。

○和田静夫君 これは大臣、非常に気にかかるとしまして、そういう点について遺憾のないように番考えなくてはならないことは、時勢に適合する議中のこの法案を含めて、警察の権限といふのは次第にやっぱり強化をされていくと思っています。そういうふうに考えますと、今日の時点で一律でなければならぬ、人権の尊重といふものにはあくまでも細心の注意が払わなければならないというふうに考えます。したがつてこの部分、大臣と長官の御所見を承つて、終わりにしたいと思います。

○政府委員(後藤田正晴君) 御説のように、警察権といふものは私はもう刃のやいばである、かように考えております。したがつて常日ごろから警察内部における教育、あるいは指導の面においても、権力行使は、権力そのものが刃のやいばであるだけに、破邪顛正の勇気は持たなければならぬけれども、他面、人権の尊重、こういう面で十分戒心をしなければならない、あくまでも権力

横浜銀行の強奪事件についても、報道機関は、千葉県下で起つた連続三件の郵便局の強奪事件と手口が似ておつて、犯人は学生風だから過激派グループの犯行の疑いが強いと報じた。私はこれら

の事件が過激派学生などのやつた事件かどうか全く事を知りませんから、報道が正しいのか正しくないのかといふことを論評する資格をいま持つておりますが、もちろん違反者はだれかの区

別なしに取り締まるこどもまた当然です。しかし私は私なりに、この戦中の経験、体験から、こうした世相に何か非常に危険なものを感するのであります。すなわち社会から疎外されたグループがものすごく凶悪なものに仕立て上げられて、そしてその取り締まりの強化にみんな賛成している間に、結果的にいつの間にか、まさに何の関係もない一般の国民の基本的個人権が強く規制されるといふ状態がかつて歴史的に形成されたことがありますから、その辺について実はたいへんな危惧を持つのです。私は今日の日本の警察力といふのはたいへん強大だと思うのです。しかも、現在審議中のこの法案を含めて、警察の権限といふのは

次第にやっぱり強化をされていくと思っています。そういうふうに考えますと、今日の時点で一律でなければならぬ、人権の尊重といふものにはあくまでも細心の注意が払わなければならないというふうに考えます。したがつてこの部分、大臣と長官の御所見を承つて、終わりにしたいと思います。

○委員長(若林正武君) 本修正案を議題といたします。熊谷君から修正案の趣旨説明を願います。熊谷太三郎君。

○熊谷太三郎君 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び第二院クラブを代表して、各派共同による修正案について御説明申し上げます。修正案文を朗読いたします。



進事業を行なう営利を目的としない法人が当該事業の実施により政令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地（開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合にあつては、開発後の農地）をその取得の日から五年以内に当該事業の実施により売り渡し、又は交換したときは、当該法人によるこれらの土地の取得に対し課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納稅義務を免除するものとする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の法人が農地保有合理化促進事業の実施により同項に規定する土地を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

第百十二条の二中「六分の一」を「三分の一」に改める。 第百十四条の三第一項中「八百円」を「千円」に改め、同条第二項中「四百円」を「四百五十円」に改める。

第百十四条の四第一項中「八百円」を「九百円」に改め、同条第二項中「四百円」を「四百五十円」に改める。

第百十四条の五第一項中「千六百円」を「千八百円」に改める。 第百二十九条第三項中「千六百円以下のもの」を「千八百円以下のもの、政令で定める旅館における宿泊、飲食及びその他の利用行為に、「八百円」を「九百円」に、「飲食その他の利用行為」及び「飲食又はその他の利用行為」を「飲食及びその他利用行為」に改める。

第百五十一条第四項中「証紙をもつて」を「証紙を次条の規定に基づく条例の規定により提出すべき申告書又は報告書にはらすことによつて」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合には、当該道府県の条例で定めるところにより証紙の額面金額に相当する金額を証

紙代金収納計器で表示させることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納稅済印を押すことによつて、証紙に代えることができる。

第二百三十七条中「千五百円」を「四千五百円」に、「七百円」を「一千円」に、「四百五十円」を「千五百円」に改める。

第二百九十二条第一項第八号中「及び」を「並びに」、「児童で」を「児童及び老人福祉法第十二条第一項第四号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人で」に改める。

第二百九十五条第一項第三号中「三十二万円」を「三十五万円」に改める。

第三百四十四条の二第一項第二号中「政令で定めるものの対価」を「の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるもの」に改め、「相当する金額」の下に「(その金額が十万円をこえる場合は、十万円)」を加え、「三十万円をこえる場合には、三十万円」を「百万円をこえる場合には、百万円」に改め、同項第五号中「二万円」を「二万五千円」に改め、同項第六号中「八万円」を「九万円」に、「十万円」を「十一万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「八万円」を「九万円」に改め、同項第十号中「十一万円」を「十三万円」に改め、同項第十一号中「八万円」を「十四万円」に改め、同条第二項中「十三万円」を「十四万円」に改め、同条第三項中「九万円」を「十一万円」に改める。

第三百四十八条第一項第二号の五の次に次の二号を加える。

二の六 地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道經營者が公共の危害防止のために設置する踏切道及び踏切保安装置の七 地方鉄道法又は軌道法の規定による既設の地方鉄道又は軌道と道路とを立体交差させるために新たに建設された立体交差化施設

の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百八十二号）第二条第一項に規定する利子所得又は同法第八条の五第一項に改める。

第三百二十一條の五第二項に次のただし書きがある。

第三百二十四条の五第一項に規定する利子所得又は同法第八条の五第一項に改める。

第三百四十四条の八第四項中「第八条の四第一項」を「第三条の二第一項に規定する利子所得又は同法第八条の五第一項に改める。

第三百四十八条第一項第六号の二中「工場排水等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百八十二号）第二条第一項に規定する製造業等の公共の被害防止のために対する同条第三項に規定する汚水処理施設」を「水質汚濁防止法（昭和四十五年法）」に改める。

るによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納稅義務者からの申出があり、かつ、その者に対してもその年の五月三十一日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を「こえるものがある」ときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないととなつたときには、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を徴収し、その徴収した月の翌月十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

第三百二十二条の五の二第一項に後段として次

のようになります。

第六号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

六の六 公共の危害防止のためにする廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項に規定する廃プラスチック類処理施設で自治省令で定めるもの

第三百四十九条の三第一項中「第二十三項」を「第二十一項」に改め、同条第二項中「第十三項又は第二十項」を「第十九項」に改め、同条第三項中「第二十三項」を「第二十一項」に改め、同条中第十一項を削り、第十四項を第十三項とし、第十五項から第十九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十項中「(第十三項の規定の適用を受けるものを除く)」を削り、同条中同項を第十九項とし、第二十一項を第二十項とし、同条第二十二項中「地下に設けられるもの」を「直接地上へ通ずる出入りのある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設けるもの又は自治省令で定める特殊の装置を用いるもの」に改め、「二分の一」の下に「(地上に設けられる路外駐車場の用に供する家屋及び償却資産にあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二)」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「二分の一」の額（当該償却資産のうち第一項又は第三項に規定する償却資産に該当するふるに係る当該償却資産に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税の課税標準にあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額）を「三分の一の額」に改め、同条中同項を

第一二二項とし、第二十四項を第二十三項とす

る。

律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場で政令で定めるものの公共の危害防止のためにする汚水又は廃液の処理施設」に改め、同項第六号の四を削り、同項第六号の五中「第二条第四項」を「第二条第三項」に改め、同項中同号を第六号の四とし、第六号の六を

第四百八十九条第一項第十三号中「、重過りん  
酸石灰」を削り、同項第十四号中「カーバイト」を  
「生石灰(液体燃料焼成法によるものに限る。)及び  
「カーバイト」に改め、同項中第二十二号の五を削  
り、第二十二号の六を第二十二号の五とし、同条  
第二項中「及びブチルゴム」を「、ブチルゴム、エ  
チレン・プロピレン・ターポリマーゴム及び合成  
グリセリン(過さく酸法によるものに限るものと  
し、その製造工程において副生されるさく酸を含  
む。」に改める。

第四百九十条の二第一項中「六百円」を「七百円」  
に、「千二百円」を「一千四百円」に改める。

第六百九十九条の十三第一項に次のただし書きを  
加え、同条第二項中「(当該自動車取得税額に係る  
延滞金額を含む。)」を削る。

ただし、当該道府県の条例により当該自動車  
取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額  
を含む。次項において同じ。)に相当する金額を  
証紙代金収納計器で表示させる納付の方法が定  
められている場合には、これによることができ  
る。

第七百条の五十二中「千円」を「三千円」と、「三  
百五十円」を「千円」に改める。

第七百一条中「觀光施設」の下に「及び消防施設  
その他消防活動に必要な施設」を加える。

第七百二条の二中「二十円」を「四十円」に改め  
る。

第七百二条第一項中「基いて行うを「基づいて行  
なう」と、「全部又は一部の区域」を「うち市街化区  
域」に改め、同項に後段として次のようすに加える。  
当該都市計画区域のうち市街化調整区域にお  
いて同法第三十四条第十号イに掲げる開発行為  
に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業  
が施行されることその他特別の事情がある場合  
には、当該市街化調整区域のうち条例で定める  
区域内に所在する土地及び家屋についても、同  
様とする。

第七百二条第二項中「第十六項、第十九項、第

第十九項又は第二十一項」を「第十五項、第十八項、第十九項又は第二十一項」に改め、同条第三項を削る。

昭和四十七年度分及び昭和四十八年度分については、同号中「百分の〇・八」とあるのは「百分の一」と、「百分の〇・四」とあるのは「百分の〇・五」とする。

類を価格から控除するものとする。  
附則第十四条第二項中「昭和四十六年一月一日」  
を「昭和四十八年七月三十一日」に改める。

附則第四条を次のよう改める。  
（個人の道府県民税及び市町村民税の課税標準の特例）

び市町村民税に限り、第三十二条第二項又は第三百十三条第二項の規定の適用については、これららの規定中「法令の規定」とあるのは、「法令の規定」(租税特別措置法の一部を改正する法律)の一部を改正する法律

(昭和四十五年法律第三十八号)附則第四条第一項又は第二項の規定によりなお從前の例による

こととされ、又は読み替えてその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第八条の三の規定を除く。)とする。

2 昭和四十七年度から昭和五十一年度までの各  
年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限  
り、第三十二条第二項又は第三百十三条第二項

の規定の適用については、これらの規定中「法令の規定」とあるのは、「法令の規定(租税特別

措置法第八条の四の規定を除く。)とする。

「百分の〇・六」を「百分の〇・四」に改め、同条第二項中「百分の三」を「百分の二」に、「百分の一

「五」を「百分の一」に、「百分の〇・七五」を「百分の〇・五」に改め、同條に次の二項を加える。

3 昭和四十六年度から昭和四十八年度までの各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、前二項の規定の適用については、次に定めることによる。

個人の道府県民税については、昭和四十六年度分にあつては、第一項第一号中「百分の〇・八」とあるのは「百分の一・二」と、「百分の〇・四」とあるのは「百分の〇・六」とし、

固定資産税の課税標準となるべき価格について  
は、当該市街化区域農地とその状況が類似する  
宅地（以下「類似宅地」という。）の固定資産税の  
課税標準とされる価格に比準する価格によつて  
定められるべきものとする。

2 昭和四十七年度以降の各年度に係る賦課期日  
において次の各号に掲げる事情がある土地につ  
いては、当該事情がある賦課期日に係る年度分  
の固定資産税に限り、第三百四十九条第二項か  
ら第六項までの規定を適用する場合には、当該  
各号に定めるところによる。

一 当該年度に係る賦課期日（昭和四十七年度  
にあつては、賦課期日以前）において、当該  
土地が新たに市街化区域農地である土地とな  
り、又は市街化区域農地であつた土地が市街  
化区域農地以外の農地となること。<sup>第三百  
四十九条第二項、第三項及び第五項中「次  
各号に掲げる事情があるため、基準年度の」  
とあり、「前項各号に掲げる事情があるため、  
基準年度の」とあり、又は「第二項各号に掲げ  
る事情があるため、第二年度の」とあるのは、  
「附則第十九条の一第一項第一号に掲げる事  
情がある」と「固定資産税の課税標準の基礎  
となつた価格によることが不適当であるか又  
は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著  
しく均衡を失すると市町村長が認める場合」  
とあるのは「場合」と「当該土地又は家屋に類  
似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準  
する価格」とあるのは「当該市街化区域農地  
に所在する市街化区域農地に對して課する次  
の表の中欄に掲げる各年度分の固定資産税の  
額は、附則第十九条の規定にかかる  
わらず、同表の上欄に掲げる市街化区域農地の  
区分に応じ、当該市街化区域農地の当該各年度  
分の固定資産税の課税標準となるべき価格（當  
該課税標準となるべき価格を地積で除して得た額  
を除く）が、当該市街化区域農地に所在し、か  
ら第六項までの規定を適用する場合には、市町村長  
が定めるところにより算定した額をいう。</sup>

二 当該年度に係る賦課期日において、市街化  
区域農地である田若しくは畑が市街化区域農  
地である畠若しくは田となる地日の変換（こ  
れに類する特別の事情として政令で定めるも  
のを含む。）があり、又は市街化区域農地に保  
る町村の廃置分合若しくは境界変更がある  
こと。

第三百四十九条第二項、第三項及び第五項  
中「次の各号」とあり、「前項各号」とあり、又  
は「第二項各号」とあるのは「附則第十九条の  
二第二項第二号」と、「当該土地又は家屋に類  
似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準  
する価格」とあるのは「当該市街化区域農地と  
その状況が類似する宅地の当該年度分の固定  
資産税の課税標準とされる価格に比準する価  
格」とする。

### 第十九条の三 市街化区域農地に係る昭和四十七 年度以降の各年度分の固定資産税に限り、同年

度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に  
對して課する次の表の中欄に掲げる各年度分の  
固定資産税の額は、附則第十九条の規定にかかる  
（備考）

1 単位評価額とは、当該市街化区域農地の昭和四十七年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格を地積で除して得た額に三・三を乗じて得た額をいう。

2 市街化区域宅地平均価格とは、当該市町村の区域について定められた都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域の区域内の宅地の昭和四十七年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の総額を当該区域内の宅地の総地積で除して得た額に三・三を乗じて得た額として所在し、か  
ら第六項までの規定の適用があつたものとみなして、同項の規定を適用する。この場合には、市町村長が定めるところにより算定した額をいう。

3 第一項に規定する市街化区域農地の区分（前項後段の規定による区分を含む。以下本項において  
同じ。）については、基準年度に係る賦課期日において街路事業の施行又は災害により生じた土地の  
価格の著しい変動その他の政令で定める特別の事情があるため、第一項に規定する市街化区域農地の  
区分によることが不適當であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失す  
とする。

市街化区域農地の区分	年 度	率
イ 単位評価額が市街化区域宅地平均価格の二分の一以上市街化区域宅地平均価格未満であるもの（前号ロ及び次号ロに掲げるものを除く。）	昭和四十七年度	○・二
ロ 単位評価額が五万円以上であるもの	昭和四十八年度	○・六
昭和四十九年度以降の各年度	一・〇	
昭和四十八年度	〇・二	
昭和四十九年度	〇・四	
昭和五十年度	一・〇	
昭和五十一年度以降の各年度	一・〇	
昭和五十一年度	〇・二	
昭和五十二年度	〇・四	
昭和五十三年度	〇・六	
昭和五十四年度	〇・八	
昭和五十五年度以降の各年度	一・〇	

ると市町村長が認める場合には、これを変更することができる。この場合には、同項の表の(備考)

1中「昭和四十七年度」とあるのは、「基準年度」とする。

4 前三項の規定は、昭和四十七年度に係る賦課期日後に都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に属する都市計画が当該市町村の区域について定められたことにより新たに市街化区域農地となつた土地（当該市街化区域及び市街化調整区域に属する都市計画が当該市町村の区域について定められたことにより新たに市街化で定める事情により新たに市街化区域農地となつた土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

るべく字句に読み替えるものとする。

第一項本文		昭和四十七年度	
昭和四十七年度	市街化区域設定年度	昭和四十八年度	市街化区域設定年度の翌年度
昭和四十九年度	市街化区域設定年度の翌翌年度	昭和五十一年度	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度
昭和五十二年度	市街化区域設定年度から起算して四年度を経過した年度	昭和五十三年度	市街化区域設定年度から起算して六年度を経過した年度
昭和五十四年度	市街化区域設定年度から起算して七年度を経過した年度	昭和五十五年度	市街化区域設定年度から起算して八年度を経過した年度

5 第一項の「比選課税標準額」とは、市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該課税標準となるべき価格を求める際用いられた類似宅地に係る当該年度分の第

一号に掲げる額を当該年度分の第二号に掲げる価格で除して得た数値を乗じて得た額をいう。

一 附則第十八条第一項の前年度分の固定資産税の課税標準額（次条の規定の適用がある場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額

二 固定資産税の課税標準となるべき価格

附則第二十条中「前二条」を「附則第十八条又は前条」に、「第十六項、第十九項又は第二十一項」を「第十五項、第十八項又は第二十項」に、「及び前条第一項の昭和三十八年度分の課税標準額」を、附則第十九条第一項の昭和三十八年度分の課税標準額又は前条第一項に規定する課税標準ととなるべき額」に改める。

附則第二十二条に次の二項を加える。

5 附則第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される第三百四十九条第一項から第六項までの規定の適用がある土地に対し課する昭和四十七年度以降の各年度分の固定資産税に限り、第

四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土 地 の 区 分	年 度	価 格
基準年度に係る賦課期日に所在する土地（以下「基準年度の土地」という。）	基準年度	当該土地の基準年度の価格

基準年度の土地で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの

第二年度

当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格（当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地の基準年度の価格に比準する価格）

基準年度の土地で第三百四十九条第三項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの

第三年度

当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格

第二年度において新たに固定資産税を課すこととなる土地（以下「第二年度の土地」という。）

第二年度

当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格

第二年度の土地で第三百四十九条第五項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの

第二年度

当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格

第三年度において新たに固定資産税を課することとなる土地

第三年度

当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格

「附則第十九条第一項又は附則第十九条の三に、「よるものとする」を「よるものとし、附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地については同条第一項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする」に改め

十五項、第十八項又は第二十項」に改め、同条の次に次の二項を加える。

（市街化区域農地に對して課する昭和四十七年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

第二十七条の二 附則第二十六条の規定にかかるらず、附則第十九条の三の規定の適用がある市街化区域農地に係る各年度分の都市計画税の額は、同条第一項中「固定資産税の課税標準となるべき価格（当該課税標準となるべき価格を求

める際用いられた類似宅地について附則第十八条第一項の規定の適用がある場合にあつては、

「固定課税標準額」とあるのは、「固定資産税の比準課税標準額」とあるのは、「固定資産税の課税標準となるべき価格」として、同条の規定の例により算定した税額とする。

附則第二十八条第四項を削り、同条第三項中「附則第十八条第一項又は附則第十九条第一項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、」を削り、「及び前項」を「、第二項の規定により土地課税台帳等に登録された附則第十九条の三第一項に規定する課税標準となるべき価格」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「附則第十八条第一項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、」を削り、「同項」を「附則第十八条第一項及び前項」に

改め、同項を同条第一項とし、同条第二項中「附則第十九条第一項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、」を削り、「表示を」の下に「、土地課税台帳等に登録された土地のうち市街化区域農地に

ついては、土地課税台帳等に附則第十九条の三第一項の表の上欄に掲げる市街化区域農地の区分を明らかにする表示を」を加え、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 附則第十九条の三の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、市町村長は、第三百八十二条第一項に規定するものほか、市街化区域農地に

ついては、新たに附則第十九条の三の規定が適用されることとなる年度及び基準年度において

当該市街化区域農地に係る同条第一項に規定する課税標準となるべき額を土地課税台帳等に登録しなければならない。

附則第二十九条の見出し中「土地」を「市街化区域農地」に改め、同条中昭和四十五年度分の固定資産税（上界率が二十五倍以上である宅地等に対する課するものに限る。）を「市街化区域農地」にして新しく附則第十九条の三及び附則第二十七条の二の規定が適用されることとなる年度分の固定資産税」に、「土地」を「市街化区域農地」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（市街化区域農地が市街化区域農地以外の農地となつた場合における固定資産税及び都市計画

税の減額） 第二十九条の二 市町村は、当該年度に係る賦課期日の翌日からその年の末日までの間ににおいて

市街化区域農地が市街化区域農地以外の農地となつた場合には、当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該市街化区域

算定した税額との差額に相当する額を当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額からそれぞれ減額するものとする。

（市街化区域農地に係る部分に限る。） 第十六条、第十六条の二並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は、市町村長が前項の規定によつて徵収猶予をする場合について適用する。

（市街化区域農地に係る部分に限る。） 第十六条並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は、市町村長が前項の規定によつて徵

2 その徴収を猶予することができる。

2 第十五条第四項、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の九第一項（事業の廃止等による

徴収の猶予に係る部分に限る。） 第十六条、第十六条の二並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は、市町村長が前項の規定によつて徵

（オリエンピック冬季大会開催年における外客に対する料理飲食等消費税の特例）

第三十二条の二 道府県は、外客（出入国管理制度（昭和二十六年政令第三百十九号）第四条第一項各号（第十四号を除く。）に掲げる者）のいずれかに該当する者（第十六号に該当する者についての旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に

対しては、当該行為が昭和四十七年一月一日から同年三月三十一日までの間に行なわれたとき限り、第百十三条の規定にかかわらず、料理

十六条までの規定による許可を受けた者をいう。）の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に

対しては、当該行為が昭和四十七年一月一日から同年三月三十一日までの間に行なわれたとき限り、第百十三条の規定にかかわらず、料理

飲食等消費税を課することができない。

（都市計画税を課することができる区域等の特例）

第三十二条の三 第七百二十二条第一項の規定の適用については、都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に係る都市計画が当該市町村の区域について定められるまでの間、

第七百二十二条第一項中「うち市街化区域」とあるのは、「全部又は一部の区域で条例で定める区域」とする。

（個人の道府県民税及び市町村民税に係る賦課制限の特例）

第三十七条 昭和四十六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、第三十七条の三第四項又は第三百四十四条の八第四項の規定の適用については、これららの規定中「租税特別措置法第三条、第八条の二又は」とあるのは「租税特別措

附則第三十四条第一項及び第三十五条第一項第一号中「第三十四条の二第一項」の下に「、第三十

四条の三第一項」を加える。

附則第三十七条を次のように改める。

（個人の道府県民税及び市町村民税に係る賦課制限の特例）

第三十七条 昭和四十六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、第三十七条の三第四

項又は第三百四十四条の八第四項の規定の適用については、これららの規定中「租税特別措置法第三条、第八条の二又は」とあるのは「租税特別措

置法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第三十八号）附則第三条第一項若しくは第二項

又は第四条第一項若しくは第二項の規定によりお従前の例によることとされ、又は読み替え

てその例による修正される同法による改正前

十二年法律第二十六号) 第五十六条の規定の例

なお従前の例による。

税については、なおその効力を有する。

の租税特別措置法第三条、第八条の二又は租税特別措置法第二、〔司法第四十一条の十二第一

改正前的地方税法(以下「旧法」という。)第七十  
二条の十四第一項に於ける書の規定は、なおその

部分は、昭和四十六年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

こととされる同法による改正前の租税特別措置法第四十一条の十二第一項」とする。

(施期附則)

第一条 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。二〇一、第四百八十九条第一項及び

施行する。ただし、第四百八十九条第一項及び第二項の改正規定は同年六月一日から、第一百十

二条の二の改正規定は同年七月一日から、第一百四十四条の三第一項、第一百四十四条の四、第一百十四

条の五第一項及び第一百二十九条第三項の改正規定は同年十月一日から、固定資産税及び都市計

画税に関する改正規定（第三百四十八条、第三百四十九条の三、第三百二十二条第二項、附則第十一

百四十九条の三 第七百二条第二項 附則第二十一条  
四条第一項、附則第十五条、附則第二十条、附

則第二十五条及び附則第二十七条の改正規定を除く。)は昭和四十七年一月一日から施行する。

## (道府県民税に関する規定の適用)

の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和二十六年三月一日より適用する。

和四十六年度分の個人の道府県民税が適用され、昭和四十五年度分までの個人の道府県民税

については、なお従前の例による。

第三条 新法第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、昭和四十六年四月一日（以下「施行日」

（別紙四）同上。二、三、四、五、六

度の所得の計算について適用し 同日前は開始した事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し

いては、なお従前の例による。ただし、租税特  
別措置法の一部を改正する法律（昭和四十六年六

法律第一号)附則第十三条第二項の規定により同法による改正前の租税特別措置法(昭和二



2 戸籍住民基本台帳費	世帯数	段階補正、密度補正、懲罰補正及び寒冷補正
3 その他の諸費		に改め、同条

第九項中「人口が急増した地方団体」を削り、「急激に」の下に「増加し又は」を加える。

第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎の欄中「前年度中において、」を削り、「個人に係るものにあつては、飲食店業及び料理店業、旅館業並びに席賃業に係る最近の年度分の所得税の課税の基礎となつた所得額、法人に係るものにあつては、飲食店業及び料理店業、旅館業並びに席賃業に係る最近の年度分の法人税の課税の基礎となつた所得額」を「料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額」に、「道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数」を「道府県の区域内に定置場をする自動車の台数」に、「地方道路譲与税法(昭和三十年法律第二百五十二号)第二条の規定によつて算定した額」及び「石油ガス譲与税法(昭和四十年法律第二百五十七号)第二条の規定によつて算定した額」を「道

〔2〕一の納稅義務者が所有するその価格の合計額が自治省令で定める金額以上の償却資産(地方税法第二百八十九条の規定により自治大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの)を除く。当該市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき額

〔3〕船舶(地方税法第二百八十九条の規定により自治大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの及び一の納稅義務者が所有するその価格の合計額が自治省令で定める金額以上の償却資産であるものを除く)当該市町村の区域内に定けい港を有する船舶のとん数

路の延長及び面積に、〔4〕その他償却資産の最近の事業所統計調査の結果による従業者数

〔2〕当該市町村が課することができる固定資産に改め、「樹種別の」を削り、「地方税法第二百二十二条の規定によつて算定した額」を「当該市町村に所在するゴルフ場の延利用率」に、「地方税法第六百九十九条の三十二の規定によつて算定した額」及び「地方税法第七百条の四十九の規定によつて算定した額」を「道路の延長及び面積」に、「特別とん譲与税法(昭和三十二年法律第七十七号)第二条の規定によつて算定した額」を「前年度の特別とん譲与税の譲与額」に、「地方道路譲与税法第一条の規定によつて算定した額」及び「石油ガス譲与税法第二条の規定によつて算定した額」を「道路の延長及び面積」に改める。

第十五条第一項中「前条」を「第十四条」に改める。

第十七条第一項中「対し、」を「対し」に改める。

附則第二十三項の表の単位費用の欄中「五七〇〇〇〇〇〇」を「七〇〇〇〇〇〇〇」に改める。  
別表を次のように改める。

別表

地方団体の種類		経費の種類	測定単位	単位 費用
一 警察費		警察職員数	一人につき	一、九〇〇、〇〇〇円〇〇銭
二 土木費	1 道路橋りよう費	道路の面積	一平方メートルにつき	七〇〇〇
	(1) 経常経費	道路の延長	一メートルにつき	一、二五〇〇
	(2) 投資的経費	河川費	一メートルにつき	一一〇〇
3 港湾費	(1) 経常経費	河川の延長	一メートルにつき	一八〇〇
	(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	六、〇〇〇
4 その他の土木費	人口	海岸保全施設の延長	一人につき	一、〇〇〇〇〇
1 教育費	人口	海岸保全施設の延長	一人につき	一四〇〇〇
2 教職員数	人口	海岸保全施設の延長	一人につき	一〇〇〇〇
3 小学校費	人口	海岸保全施設の延長	一人につき	八〇〇〇〇
	海保全施設の延長	海保全施設の延長	一人につき	四〇〇〇〇
			一人につき	八四五、〇〇〇〇〇

道府県											
五 産業経済費				四 厚生労働費				三 教育費			
1 農業行政		2 社会福祉		1 生活保護		2 労働費		(1) 経常経費		(2) 経費投資的	
農家数	耕地の面積	人口	人口	人口	人口	人口	人口	生徒数	生徒数	教職員数	学校数
一戸につき	一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一校につき
一ヘクタールにつき	一ヘクタールにつき	八一四、〇〇〇	一一六、五〇〇	一一六、〇〇〇	一一六、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一一六、五〇〇
一ヘクタールにつき	一ヘクタールにつき	一、四九五、〇〇〇	一、四九五、〇〇〇	一、四九六、〇〇〇	一、四九六、〇〇〇	一、四一八〇〇	一、四一八〇〇	一、四一九〇〇	一、四一九〇〇	一、四一九〇〇	一、四一九〇〇
一戸につき	一戸につき	九九三〇〇	九九三〇〇	九九三〇〇	九九三〇〇	九九三〇〇	九九三〇〇	九九三〇〇	九九三〇〇	九九三〇〇	九九三〇〇
一戸につき	一戸につき	三八〇〇〇	三八〇〇〇	三八〇〇〇	三八〇〇〇	三八〇〇〇	三八〇〇〇	三八〇〇〇	三八〇〇〇	三八〇〇〇	三八〇〇〇
一戸につき	一戸につき	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇
一戸につき	一戸につき	七九〇〇〇	七九〇〇〇	七九〇〇〇	七九〇〇〇	七九〇〇〇	七九〇〇〇	七九〇〇〇	七九〇〇〇	七九〇〇〇	七九〇〇〇
一戸につき	一戸につき	一四五、〇〇〇	一四五、〇〇〇	一四五、〇〇〇	一四五、〇〇〇	一四五、〇〇〇	一四五、〇〇〇	一四五、〇〇〇	一四五、〇〇〇	一四五、〇〇〇	一四五、〇〇〇
一戸につき	一戸につき	一一六、〇〇〇	一一六、〇〇〇	一一六、〇〇〇	一一六、〇〇〇	一一六、〇〇〇	一一六、〇〇〇	一一六、〇〇〇	一一六、〇〇〇	一一六、〇〇〇	一一六、〇〇〇
一戸につき	一戸につき	一一六、〇〇〇	一一六、〇〇〇	一一六、〇〇〇	一一六、〇〇〇	一一六、〇〇〇	一一六、〇〇〇	一一六、〇〇〇	一一六、〇〇〇	一一六、〇〇〇	一一六、〇〇〇

九 特別事業債償還費											
八 特定債償還費				七 災害復旧費				六 政費			
1 公共事業費等の財源定額償還金		2 その他の行政費		3 その他の諸費		4 商工行政		3 水産行政		2 林野行政	
元利償還金	元利償還金	災害復旧費	災害復旧費	道府県税の税額	道府県税の税額	水産業者数	水産業者数	林野の面積	林野の面積	一ヘクタールにつき	一ヘクタールにつき
昭和四十一年度の公共事業費等の財源定額償還金	昭和四十一年度の公共事業費等の財源定額償還金	の財源に充ててあるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	の財源に充ててあるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	千円につき	八〇〇〇〇	八〇〇〇〇	二七、〇〇〇	二七、〇〇〇	七〇〇〇〇	七〇〇〇〇
昭和四十一年度の公共事業費等の財源定額償還金	昭和四十一年度の公共事業費等の財源定額償還金	の財源に充ててあるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	の財源に充ててあるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	千円につき	七〇〇〇〇	七〇〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
昭和四十一年度の公共事業費等の財源定額償還金	昭和四十一年度の公共事業費等の財源定額償還金	の財源に充ててあるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	の財源に充ててあるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	千円につき	九五〇〇〇	九五〇〇〇	三三五〇〇	三三五〇〇	九〇〇〇〇	九〇〇〇〇
昭和四十一年度の公共事業費等の財源定額償還金	昭和四十一年度の公共事業費等の財源定額償還金	の財源に充ててあるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	の財源に充ててあるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	千円につき	二五〇〇〇	二五〇〇〇	一三一〇〇	一三一〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇



附則

は、公布の日から施行する。

經費の種類	測定単位	単位	費用
土地開発基金費	人口	一人につき	一、〇〇〇〇〇円 錢
前項の測定単位の數値は、官報で公表された最近の國勢調査の結果による当該市町村の人口につき、自治省令で定めるところにより、算定する。ただし、市町村の態容その他の事情を斟酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。			